

テキサス州における学校財政制度訴訟と財政制度改革

— エッジウッド判決を中心として —

白 石 裕

School Finance System Litigation and the Finance System Reform in Texas

— with special reference to the Texas Supreme Court's Decisions of Edgewood litigation —

SHIRAISHI Yutaka

はじめに

テキサス州サンアントニオ市を中心とした公立学校（初等中等）の財政制度が争われたエッジウッド事件の裁判において1989年10月2日、テキサス州最高裁判所は同州の学校財政制度に違憲判決を下したが¹⁾、この判決は、同じく1989年に出されたモンタナ州最高裁判所のヘレナ第1初等学区事件判決²⁾、ケンタッキー州最高裁判所のローズ事件判決³⁾と並んで第3の波といわれるアメリカ学校財政制度訴訟の新たな動向の出発点をなす判決の1つとなった⁴⁾。

エッジウッド訴訟はその後、1995年の第4判決に至る比較的長期の、起伏に富んだ裁判の過程を歩むことになるが、中心的な問題は生徒一人あたり教育費の学区間格差を生じているテキサス州公立学校財政制度の合憲性をめぐる裁判であり、その意味では1980年代半ばまでの第1・第2の波の学校財政制度訴訟と変わりはない⁵⁾。しかしながら、エッジウッド訴訟・判決は2つの点において注目すべき訴訟であり判決となっている。1つは、同じくエッジウッド学区などサンアントニオ市の公立学校の財政制度が争われ1973年の合衆国最高裁判所によるロドリゲス事件の判決⁶⁾で原告が敗訴した事件が、エッジウッド判決では勝訴したということである。もう1つは、州議会が新たに制定したカウンティ教育区であり、そしてカウンティ教育区が違憲とされたため代わって制定した学区課税基盤の統一など全面的な学校財政制度改革が図られたことである。最初の点についていえば、エッジウッド判決がロドリゲス判決を覆すような裁定を下したことは学校財政制度訴訟の歴史のなかで合憲性を支持するリーディングケースとしての役割を担ってきた判決を否定したことであり、そのもつ意味は大きいといわざるをえない。また後者の点についていえば、3度にわたる違憲判決の結果とはいえ、そして制度改革案は判決に依拠しているとはいえ、州議会が短期間のうちに二度にわたって試みた課税基盤の統一という学校財政制度の全面的な改革は教育費の学区間格差の問題を根本的に解決する有効な手段であり、各州にとってもモデルケースになると思われることである。

本論では初めに、前者のロドリゲス判決からエッジウッド判決への移行について述べる。後者

の点についてはⅡの訴訟・判決の展開と学校財政制度改革の推移のなかで述べる。

I ロドリゲス判決からエッジウッド判決へ

ロドリゲス訴訟は、エッジウッド学区の学校に通学する自分の子どもをもつロドリゲスら原告が、教育費の財源を大幅に地方財産税（教育税）の収入に依存しているテキサス州公立学校財政制度を生徒一人あたり教育費の学区間格差を生み、資産による差別の原因となっているとして同制度を合衆国憲法修正14条の法の平等保護に違反すると訴えた事件である。第1審の地方裁判所（トラビス・カウンティ）は原告の訴えを認めて違憲判決を出したが、それを不服として被告の州当局が合衆国最高裁判所に上訴したところ、同最高裁判所は1973年3月21日に下級審の判決を破棄し、テキサス州の公立学校財政制度に合憲判決を下したのである⁷⁾。

提訴当時、ロドリゲスらの子どもが通学するエッジウッド学区はサンアントニオ市で最も貧困な学区であり、サンアントニオ市で最高の教育税率を課しているにもかかわらず、そして州や連邦からの補助金が交付されているにもかかわらず、生徒一人あたり教育費はきわめて低く、サンアントニオ市で最も裕福なアラモハイツ学区と比較すると、アラモハイツ学区の教育費はエッジウッド学区のその1.7倍に達するという状況であった（1967-68年度）。またエッジウッド学区の教育条件も適切なものとはいえず、たとえば、アラモハイツ学区の教員はすべて学士号を取得しているのに対してエッジウッド学区の教員の学士号取得者は80%にとどまっておらず、また、エッジウッド学区の教員の47%は臨時雇いの教員という有様であった（以上の教員の統計は、1968-69年度）。

合衆国最高裁判所もそうした公立学校財政の事実や制度上の問題点（とりわけ地方財産税としての教育税収入に依存する財政制度）が存在することは否定しないが、テキサス州はその教育法において適切にして最低基準の公教育の供給を州に義務づけていること、エッジウッド学区のような財政的に貧困な学区に住んでいる子どもたちは富裕な学区の子どもに比べて相対的に質の劣る教育しか受けていないかもしれないが、教育機会の絶対的剥奪を被っているわけではないこと、また教育費の水準の決定はローカル・コントロールに属するものとして、教育費の学区間の差異を生じている公立学校財政制度を容認する裁定を下したのである。

こうしたロドリゲス判決の影響はきわめて大きいものがあつた。というのはロドリゲス判決の2年前の1971年に出されたカリフォルニア州最高裁判所によるセラノ判決⁸⁾が地方財産税制度に依存する公立学校財政制度に違憲判決を下してから、セラノ訴訟の成功をきっかけにその後3分の2の州で公立学校財政制度を違憲とする訴訟が起こされ、違憲判決も出され、アメリカの公立学校財政制度が大きく揺らぎ始めたからである⁹⁾。そうしたときに出されたロドリゲス判決はセラノ判決に真っ向から反対する判決として、また合衆国最高裁判所による判決だけに影響力も大きく、セラノ判決が違憲判決のリーディングケースとすれば、ロドリゲス判決は合憲判決のリーディングケースとしての役割を担っていくのである。事実、ロドリゲス判決以降は、州の裁判所も合衆国最高裁判所を乗り越えることに躊躇し、学校財政制度訴訟のはずみもにぶたたとされる¹⁰⁾。

以上のような歴史をもつエッジウッド学区で再び学校財政制度訴訟が提起され、原告が勝訴し

たのであるからエッジウッド判決が注目を浴びるのは当然である。ではエッジウッド判決がロドリゲス判決を否定するような違憲判決を下すことがどうして可能であったのかその要因を探るとすれば、そしてそれは第1の波から第3の波までの学校財政制度訴訟の展開過程のなかで考えるとすれば、以下のような3つの要因を指摘できる。

第1は、ロドリゲス判決により合衆国裁判所への学校財政制度訴訟の提訴の道が当面は閉ざされたと思われたときに、ニュージャージー州最高裁判所によるロビンソン判決¹¹⁾により州裁判所を舞台とした訴訟の道が開かれ、第2の波以降は州裁判所を中心とした訴訟が展開されたことである。州裁判所を舞台とした訴訟により州裁判所は合衆国裁判所とは異なる独自の見解を出すことが可能になるし、また州憲法を根拠とした裁判により合衆国憲法では扱いが難しい問題を処理することも可能である。たとえば、学校財政制度訴訟において重要な論点の1つに教育が基本的権利であるかどうかという問題があるが、ロドリゲス判決で合衆国最高裁判所は合衆国憲法には教育条項がないことを理由として教育の基本的権利説を斥けた。ところが州であれば各州の憲法には教育条項が規定されているので(ただしミシシッピ州憲法には教育条項はない)、教育の基本的権利説が採用されるか採用されないまでも、州憲法に定める教育条項の規定を根拠とした裁判が可能なのである。エッジウッド訴訟もテキサス州裁判所に提訴された事案である。

第2は、以上のことにも関連するが、第2の波以降の訴訟は州憲法の教育条項を法的根拠とした裁判が多くなっていることがあげられる。セラノ判決にせよ、ロドリゲス判決にせよ、裁定の主な法的根拠は合衆国憲法修正14条の平等保護条項である(もっとも合衆国憲法の修正14条の規定も併せて出されることもある)。1980年代前半までの第2の波まではまだ教育条項と平等条項の併用に基づく争点が多かったが、第3の波以降の訴訟は州憲法の教育条項をめぐる裁判が主となっており、エッジウッド訴訟もそうである。平等保護条項ではなく教育条項が論点となることによって裁判は公的教育サービスの内容がどうであるのかについて踏み込まざるをえない。

第3は、とりわけ第3の波の時期に入ってアメリカ合衆国の学校財政制度改革の目標が、教育機会の平等の達成から教育の質の確保の問題に焦点をシフトさせていることがあげられる。そこで問題とされるのは、州憲法に定める教育条項を教育の内容と関連させてどのように解釈し定義するかであり、そうした定義に基づく教育があらゆる子どもたちに供給されているかどうかである。第3の波に入った学校財政制度訴訟や改革の目標を示すキーワードは、「適切性」(adequacy)、「効率性」(efficiency)という言葉であろう。教育の質を確保するための「適切な」学校財政制度とはどのようなものか、あるいは「効率的」学校財政制度とはどのようなものかが論議の中心となっているのである。従来からの中心的な目標である「公平」(equity)の概念も依然として重要なキーワードであることには変わりはないが、現在は「適切性」と「効率性」という2つの概念を中心とした学校財政論議が展開している。

「適切性」の概念はすでにロドリゲス判決でも論じられた問題であるが、ロドリゲス判決では州の教育法に定められている最小限度の教育条件の基準をもって、そしてその意味ではインプットの条件をもって「適切性」の判断基準としたが、エッジウッド判決においては「適切性」の概念は、教育効果を生ずるもの、生徒の学力向上などアウトプットの成果を実際に期待できる条件を「適切性」の判断基準に置いている。エッジウッド判決においてはテキサス州憲法の教育条項の文言に州議会の責務として「効率的公立学校制度」の設置・維持という規定があることから、「効率

性」概念の解釈と定義が判決の重要な部分を占めることになるが、判決はそれを財政的な意味での効率性と教育の質を確保する意味での効率性の両面からとらえており、今日的な意味での適切な学校財政制度づくりの観点から問題を論じている。

同じくテキサス州サンアントニオ市で提訴され、学校財政制度訴訟のなかで歴史的役割を果たしてきた合衆国裁判所によるロドリゲス判決、そしてその16年後にロドリゲス判決に終結宣言を迫るテキサス州最高裁判所によるエッジウッド判決。その劇的な変化の背景には第3の波ともいわれるアメリカ学校財政制度訴訟の新しい展開が深く関わっていることは間違いないが、エッジウッド訴訟には、以下に述べるように、裁判所のたびたびの違憲判決とそれに対する州議会の再三にわたる財政制度改革の試み、そしてカウンティ教育区の創設や学区基盤の統一の制定など学校財政制度の急進的な改革という点において第3の波の訴訟においても一段と注目すべき訴訟であり判決となっている。

II エッジウッド訴訟・判決の展開と学校財政制度改革の推移

1 エッジウッド第1判決とその論旨

エッジウッド訴訟は、1984年にエッジウッド学区およびその他67の貧困学区から成る原告がテキサス州の公立学校財政制度は生徒一人あたり教育費の学区間格差を生んでおり、それはテキサス州憲法1条3節の平等な権利の規定、1条19節のデュー・プロセスの規定、7条1節の効率性の規定（教育条項）に違反すると訴えたことに始まる。1987年6月に第1審の地方裁判所（トラビス・カウンティ）は原告の訴えを認め同制度に違憲判決を下したため、被告である州が控訴したところ控訴裁判所は1988年10月に州の主張を認め、1審判決を覆す判決を下した。破棄判決の理由として控訴裁判所は、州憲法の教育条項（「知識の一般的な普及は人々の自由と権利の保持に本質的なものであり、効率的な公立無償学校制度を制定し、そのための支援と維持を適切に行うことは州議会の責務である」）のなかの「効率的」の用語についてなにが効率的であり、効率的でないのかは本質的に政治的な問題であり、司法審査には適さない問題であることをあげた¹²⁾。要するに、控訴裁判所は判断基準の曖昧さを理由に教育条項の効率性規定の解釈を回避したのである。

そこでエッジウッド学区等原告が上訴したところ、1989年10月2日、テキサス州最高裁判所は、裕福な学区と貧困な学区との間に生徒一人あたり地方財産課税評価額で700対1の差を、生徒一人あたり教育費で最高の19,333ドルから最低の2,112ドルの格差等を許容している同州の公立学校財政制度を州憲法の教育条項に違反するとして控訴裁判所の判決を破棄し、上訴人勝訴の判決を下したのであった。上訴人の、憲法の他の条項（平等保護とデュー・プロセス条項）違反との訴えに対しては教育条項で違憲判断を下した以上は、それ以上の条項については審理する必要がないと判示した¹³⁾。

エッジウッド提訴の直後、州議会はテキサス州公立学校財政制度を改めるために上院法72を制定し（1984年）、州補助金方式の基本となる標準学校計画（Foundation School Program）のなかの積算単位である日々出席生徒（average daily attendance）について基礎配分額（basic allotment）を定め、教育費の学区間均等を図り、補償教育・バイリンガル教育・職業教育への支

出増を図るなど州補助金を増額させる措置を講じたが¹⁴⁾、エッジウッド第1判決は州の標準学校計画は最小限度の法定要件を充たしていない、学区の財産価値の格差を反映して生徒一人あたり教育費は2,112ドルから19,333ドルまでの範囲の格差がある、不適切な課税基盤のゆえに財政貧困学区は高率課税をしても租税収入は少なくその教育プログラムは貧弱なままである、全学区のうち1/3の学区は法定の学級規模を越えている、州の標準学校計画に学校の施設や債務負担が考慮されていないという問題があると指摘している¹⁵⁾。換言すれば、テキサス州の公立学校財政制度にはロドリゲス訴訟で原告が訴えた状態が依然として続いていたのである。

かくて、本件は州憲法の教育条項をいかに解釈するか、とりわけ「効率的制度」という場合の「効率的」という用語をいかに解釈するかが主要な論点になり、裁判では憲法制定(1876年)の時期にまで遡って用語の意味が論じられた。その主な論点をあげると、第1に、憲法制定時における「効率的」という用語を挿入した起草者の意図はどのようなものであったのか、第2に、制定後の学校財政の変化を効率性規定とどのように関連させて考えるのかである。まず第1の制定時の意図について、被上訴人である州は、「効率的」とは「単純で費用のかからない」(simple and inexpensive)というのが教育条項制定者の意図であると主張したが、裁判所は、憲法制定会議の代議員のなかには「経済的」学校制度の樹立を望んだ者がいたという証拠はあるものの、代議員たちが「経済的」学校制度をつくる意味で「効率的」という用語を用いたという十分な証拠はないとした上で、教育条項でいう「効率的」とは「経済的」(economical)、「費用のかからない」(inexpensive)あるいは「安価な」(cheap)という意味ではなく、結果に照らして「効果的」(effective)、「生産的」(productive)という意味であり、浪費せずに結果を生み出す資源の使い方を定めていると解釈すべきであると論じた¹⁶⁾。第2の、憲法制定後の学校財政の変化と効率性規定との関連について、州は、1883年の教育条項の修正(課税権を有する地方学区の創設が3節のなかに定められた)は今日の学校財政制度に正当性を与えたものと述べ、現行の課税基盤・教育費支出の学区間差異を生じている制度を弁護したのに対して、裁判所は以下のようなことを述べて州の主張を斥けた。すなわち、地方学区創設以前の学校財政の財源は人頭税であったが、それゆえにそれは人々の税負担は均一であるべきこと、州の資源は均等に公平に配分されるべきこと、したがって教育条項を起草し承認した人々は「効率的」制度の下において大きな不平等が存在する制度は考えてもいなかったこと、教育条項の修正に基づく課税権を有する地方学区の創設は学校を効率的にし、効率性回避の口実を封じる努力の表れであったと¹⁷⁾。地方学区の創設や課税権については、判決は、「効率的制度は、実際にもっと多くのローカル・コントロールを必要としている¹⁸⁾」と述べて、むしろ、地方分権制度を望ましいとしている。しかしながら、そうした教育のローカル・コントロールは州全体にわたって効率的な制度が確保されており、それをさらに増補するかぎりにおいて、またその経費は地方学区自らの課税によるものであれば容認されるのである¹⁹⁾。

ではどのような制度であれば「効率的」財政制度といえるのか。判決は、これまで州が学校財政制度改革の方策として講じてきた州補助金増額政策は応急措置(band-aid)であり、「効率的」無償公立学校制度を実施するために必要な改革を引きのばしてきたにすぎないと述べ²⁰⁾、もっと根本的な制度改革が必要なことを暗に示す。そして判決は、制度改革構想は州議会の権限に属すべき事柄だとしながらも、憲法の教育条項に適う効率的な財政制度とは、学区の税努力(具体的には

税率)と利用可能な教育資源との間に直接的で密接な関係をもたせること、換言すれば、同一税率を課した学区には生徒一人あたりの学区収入が同一となるような「実質的に平等なアクセス」(substantially equal access)を保障する制度であるという²¹⁾。上で述べたように、同一税率・同一税入という考え方はテキサス州憲法制定後の人頭税による教育費調達とその収入の均等配分の方式において実現をみているが、判決はこうした方式を「効率的」制度とみなすのである。同一税率・同一税入制度は、州補助金方式の形態のなかでは財政的中立の原則を基とする学区財政力均等方式(district power equalizing)としてよく知られている制度であり、いくつかの州では現にこの方式を導入している。ただテキサス州最高裁判所はそれを州補助金方式のなかに取り入れるべきだとは述べておらず、同一税率・同一税入という学校財政制度が州憲法教育条項の効率性規定に適合すると判示したのみである。ただし裁判所がそのように明確な形で改革案を示したことにより、その案は以後の学校財政制度改革の方向となり、ついにはエッジウッド第2判決の後で州議会が教育費調達のためだけの特別な学区、すなわち、カウンティ教育区(County Education District)を設置する道を用意することになった。

いずれにせよ、上に述べたような理由により、判決は、現行のテキサス州学校財政制度は財政的にも、また「知識の一般的な普及」(教育条項のなかの規定)を供給するという面においても効率的ではなく、したがって違憲であると裁定したわけである。そして控訴裁判所の判決を破棄し、第1審判決を支持し、新しい制度改革の期限については原審の決定を修正し、1990年5月1日まで延期した。

2 上院法1の制定と標準学校計画の改善

判決を受けてテキサス州議会は1990年2月27日からたびたび特別会期を開き審議を重ねたが結論が得られないまま、裁判所の命じたインジャンクションの期日も過ぎ、その後も特別会期で引き続きエッジウッド第1判決への対応を検討することになった。新しい財政制度の検討に長期間を要したのは、多種多様な提案、調達財源の見込み不足の問題、アカウントビリティや効率性についての意見の不一致に加えて、州知事が新制度の実施に伴う増税に反対であったからである²²⁾。こうして進展を見せない州議会の対応に、地方裁判所の判事はインジャンクションを延期する措置を講じた上で、議会が6月21日までに新制度を制定しなければ裁判所は州の補助金を再配分する命令を課すであろうと警告した。その結果、3回にわたる特別会期での審議を経て、6月7日に上院法1が制定された²³⁾。

上院法1は、標準学校計画のなかにおける生徒一人あたり教育費の水準を上げ、そのための州補助金をかなり増額した。標準学校計画によるテキサス州の補助金方式は2つの層(two-tier)から成り、第1の層は、すべての学区を対象にして各学区が所定の税率で課税することを前提にして、当該地方税収入によって所定の生徒一人あたり教育費(基準)を確保できない学区にはその差額が州から補助される保障される基礎配分方式(basic allotment)であり、その上の段階の第2の層は、前者の税率を越えてさらに特定の範囲までの税率で学区が課税すれば、一定額の生徒一人あたり教育費(基準)の上積みは考慮され、当該地方税収入によって基準の教育費を確保できない場合にはその差額が州から補助される財源保障方式(guaranteed yield)である。この2つの補助方式の異なるところは、第1段階の層がすべての学区を対象にして一律の課税を求め、

教育費のミニマムを達成することを目的としているのに対して、そしてそのかぎりでは教育費支出の均等化を目的としているのに対して、第2段階の層は、課税努力をして増収を図ろうとする学区には上積み収入を保障しようとするものであり、そのかぎりでは学区財政力均等化の構想に基づく教育費収入の均等化を図ろうとする点である。上院法1の制定以前の方式では基礎配分額については地方財産価格100ドルにつき0.34ドルの課税で加重生徒一人あたり1,477ドルの教育費が保障される仕組みであったが、上院法1では課税率を0.54ドルに上げ、その税率で加重生徒一人あたり1,910ドルの教育費を保障することになった。また、財源保障額については上院法1の制定以前は課税率0.34ドル以上から0.70ドルまでの範囲の課税率で加重生徒一人あたり18.25ドルを保障する仕組みであったが、上院法1では課税率を0.54ドル以上から0.91ドルまでの範囲に上げ、加重生徒一人あたり保障額を17.90ドルと定めた²⁴⁾。第1、第2の課税率を上げたことは地方自らの収入をあげることを目的としており、第2の財源保障方式の保障額を下げたことは学区間の教育費収入の差異の縮小を図る意図によるものと考えられる。

しかしながら、標準学校計画には第1の基礎配分方式、第2の財源保障方式の他に、第3の層といわれる地方の潤沢方式(local enrichment)ともいべきものが認められている。これは第1、第2の方式に定められた税率以上の率で課税した学区に対する措置であり、それについてはとくに規定を設けず、その税収入は当該学区の自由裁量の資金となる方式である。こうしたことが可能なのは通常、富裕な学区に限られるのはいうまでもない。

上院法1は、その他にも1995年には生徒の95%が資産中立の財政制度のなかに入る基準の設定、標準教育費計画の定義のなかに施設・設備を加える、公平基準を達成するためあらゆる補助方式の要因を定期的に検討する組織の設置、標準学校計画における地方負担分の増加その他の改革プログラムを盛り込むなど、判決に応じる措置を講じた²⁵⁾。ただし上院法1は地方学区が徴収する教育税収入には上限を設けず、また教育税収入を富裕な学区から貧困な学区へと再配分する措置を講じなかったため²⁶⁾、そうしたことも一因となって訴訟が再度起こされることになった。

3 エッジウッド第2・第3違憲判決と財政制度改革の試み

(1) エッジウッド第2判決とその論旨

上院法1が制定されてまもない1990年7月、エッジウッド学区など原告は、新しい財政制度は州のあらゆる生徒に実質的に平等な資金へのアクセスを与えていない、(一部の)学区による不平等な教育資金の潤沢化に歯止めをかけていないなどを理由として違憲裁定を求めて、そしてエッジウッド第1判決で最高裁判所が出したインジャンクション実施の命令を出すように求めて、地方裁判所(トラビス・カウンティ)に再び提訴した。同年9月、地方裁判所は原告の訴えを認めて違憲判決を下したが、最高裁判所が出したインジャンクションの実施についてはそれを取消し、州議会に1991年9月1日までに新しい制度を制定するように命じた。この地方裁判所の決定に対して、エッジウッド学区など原告はインジャンクションの取消無効を求めて、また、州は上院法1の違憲裁定の棄却を求めて最高裁判所に上訴した。

最高裁判所は、1991年1月22日に、いわゆるエッジウッド第2判決で違憲裁定を下し、そのなかで上院法1では標準学校計画のなかの同一税率・同一収入制度の実現など公立学校財政の改善を図ろうとしたことは認められるものの、富裕学区と貧困学区の間の機会の大きな差を生じてい

る問題の原因に改善策を講じていない、それゆえエッジウッド第1判決で指摘された同じ問題を依然として残しているとして上院法1の制定後の公立学校財政制度に違憲判決を下したのである。また地方裁判所のインジャンクションの取消しについてはそれは裁量権の濫用であり無効とした上で、インジャンクションの期日を1991年4月1日まで延期した²⁷⁾。

このエッジウッド第2判決であらためて強調されたのは同一税率・同一税入という学区財政力均等方式の導入であり、そのためには州補助金の増額というこれまでの「応急措置」的改善策ではなく制度自体を変えなければならないということである。「上院法1の根本的な問題は、講じられた措置にあるのではなく、学校財政制度を全面的に再構築することを怠っていること²⁸⁾」なのである。他の州のように州補助金方式のなかにそのまま学区財政力均等方式を取り入れるのではなく、その方式に基づく財政制度を根本的につくり変えなければならないというのが判決の趣旨である。なおまた判決は、州がそうした効率的制度を実施しているかぎり、地方学区が自らの課税により教育費収入を増補することは効率性の観点から容認されるという²⁹⁾。

ではどのような再構築の案が考えられるのか。判決は、州憲法7条3節には学区を設置しその課税権を決定する広範な裁量が州議会に与えられているとした上で、裕福な学区の資源の活用が効率的であるという観点から学区の統合、あるいはカウンティその他の境界線を基にした課税基盤の統一案を示す³⁰⁾。本裁判における原告訴訟参加人の再審申し立てに対する判決の見解は、こうした統一案に対する一定の制約を示すことにもなった。55の貧困学区から成る原告訴訟参加人の再審申し立ては次のような内容である。すなわち、テキサス州最高裁判所によるラブ対ダラス市事件の判決³¹⁾を覆すか、あるいはラブ事件を地方の従価税（本件の場合は教育税）収入を均等化を図る目的から州による強制徴収（recapture）ができるように解釈するように求めたのである。ラブ事件ではテキサス州最高裁判所はダラス市が管轄外の区域に住む生徒のために教育税を使用することは違憲であると判示したのであるが、エッジウッド第2判決では裁判所はラブ判決を覆す必要はなく、学区を設置しその課税権を決定するのは州議会の権限であるという州憲法の規定に照らせば、ラブ事件の判決に抵触することなく新しい学区の創設により課税基盤の統一が可能であると述べた。また、第2の申し立てについて、原告訴訟参加人が地方学区は州の創造物であるがゆえに地方の教育税を州税とみなし、recaptureが可能であると主張したのに対して、裁判所は、州の従価税は憲法によって禁止されていること、州税と地方税とは区別されること、地方学区は州のたんなる創造物ではないなどを理由として申し立てを斥けた³²⁾。原告訴訟参加人が再審の申し立てをしたのは、新しい学校財政制度を構想するにあたって教育費収入の学区間均等化を図るために州全域にわたるrecaptureが必要となるかもしれないと考えたからである³³⁾。しかしながら、そうした原告訴訟参加人の期待もエッジウッド第2判決でつぶされたことになる。

（2）上院法351の制定とカウンティ教育区の創設

エッジウッド第2判決に対する議会の対応は当初、緩慢で1991年4月1日の期限までに新しい制度を制定しなかった。このため地方裁判所はインジャンクションの実施を命じたところ、4月12日に州議会は上院法351を制定した。そのため地方裁判所はインジャンクションを4月15日まで延期した。

上院法 351 による財政制度改革の中心は、エッジウッド第 2 判決に示唆を得て創設されたカウンティ教育区 (County Education Districts) である。カウンティ教育区 (CED) は複数の学区から成り、課税基盤としての生徒一人あたり地方財産評価額が 280,000 ドルを基準として設置される教育課税権限のみをもつ組織である。通常は単一の組織であるが、地方財産価格が 288,000 ドルに達しない場合には複数のカウンティから構成される³⁴⁾。こうした基準の設定により、カウンティ教育区のなかに富裕な学区と貧困な学区とが含まれることによって課税基盤がどのカウンティも等しくなり、しかもカウンティのなかで recapture が可能とされているため、学校財政制度訴訟の主要な争点である学区間の教育費の収入・支出の格差が解消されるという利点を有する。

カウンティ教育区の財政の仕組みをやや詳しく説明すると、以下のようになる。カウンティ教育区は上院法 1 の下での標準学校計画の 3 つの層の財政方式 (基礎配分、財源保障および潤沢方式) を踏襲し、1994-95 年度に完全実施を目標に、それぞれの財政方式の数値 (生徒一人あたり教育費とカウンティ教育区の税率) を段階的に変更するというものである。上院法 351 による財政改革で重要な点は、3 つの層の財政方式に関わる全体の課税率を課税財産評価額 100 ドルにつき 1.50 ドルまでと初めて上限 (cap) を設けたことである³⁵⁾。この措置によって、これまで学区の自由裁量に委ねられていた第 3 段階の潤沢方式にも制限が設けられ、学区間の教育費収入の差異の解消が期待されることになった。

第 1 の層の基礎配分方式についてはカウンティ教育区が実効税率を課さなければならない。1991-92 年度において実効税率は課税財産評価額 100 ドルにつき 0.72 ドルであり、加重生徒一人あたり基準教育費は 2,200 ドルであった。また第 2 の層の財源保障方式については個別の学区が教育・施設費の増収を図るために 0.45 ドルまでの税率で課税できる。州はこの方式を選んだ学区に加重生徒一人あたり 21.50 ドルの教育費を保障する。第 3 の潤沢方式については州は補助をせず、学区が自由に課税できる仕組みであるが、税率は第 1、第 2 および第 3 の方式の合計で 1.50 ドルまでと上限が設けられたため、かりに第 2 の方式で学区が最大税率 (0.45 ドル) まで課税すると、第 3 の方式について容認される最大税率は 0.33 ドルとなる。税率については第 1 の基礎配分に関わるカウンティ学区の課税率を年々あげ、第 2 の財源保障に関わる税率は据置きが予定され、したがって第 3 の学区の自由裁量による税率は自動的に下げられることになる³⁶⁾ (表 1 を参照)。第 1 の方式の税率の上昇によって地方財産税からの収入が上がるのが推測されるが、事実、その後、テキサス州の公立学校財政の財源に占める地方の割合が高くなっていくのである。

上院法 351 の制定と同時に、上院法 351 の実施に伴う諸手続を定めた下院法 2885 が制定され

表 1 カウンティ教育区と地方学区の法定税率・最大税率 (単位ドル)

年度	財産評価額 100 ドルについての税率			
	CED が課税する 第 1 層の法定税率	学区が課税できる 第 2 層の最大税率	学区が課税できる 第 3 層の最大税率	課税上限 法定税率
1991-92	0.72	0.45	0.33	1.50
1992-93	0.82	0.45	0.23	1.50
1993-94	0.92	0.45	0.13	1.50
1994-95	1.00	0.45	0.05	1.50

出典 Lawrence O. Picus and Linda Hertert, Three Strikes and You're Out: Texas School Finance After Edgewood III, *Journal of Education Finance* 18 (spring, 1993), p. 372.

たが、同法は裕福な学区が調達できる収入に上限を設けたため学区間の教育費収入の差異を一層縮小する手段が講じられることとなった。しかしながら、こうした一連の措置は、当然のことながら富裕学区を公立学校財政制度の擁護者から怒れる敵対者と変えることにもなった³⁷⁾。

(3) エッジウッド第3判決とカウンティ教育区の廃止

上院法 351 の実施に伴いカウンティ教育区を中心とした財政運営制度が実施された直後、新しい財政制度がふたたび提訴された。貧困学区から成る原告は新制度を支持しつつも州補助金交付要件としての税率が高すぎるとして、原告訴訟参加人は新制度に好意を抱きながらも学校施設を均等化する補助がないとして、また交差原告 (cross-claimants) として富裕学区は上院法 351 は違憲であるとして州地方裁判所に訴えた。1991年8月、地方裁判所はカウンティ教育区の合憲性の問題のみを取り上げ、カウンティ教育区に合憲判決を下した。そのため富裕学区や市民などが州最高裁判所に提訴したのである。提訴理由は上院法 351 によって制定された財政制度は教育税をあたかも州の従価税として課しており、それは違憲であること、また、住民投票にかけて承認を得ていない地方の従価税は違憲であることなどである。最高裁判所は、いわゆるエッジウッド第3判決で、そうした上訴人の訴えを認め、上院法 351 に違憲裁定を下したのである³⁸⁾。

エッジウッド第2判決でカウンティを基にした課税基盤の統合を示唆した最高裁判所が、その示唆を受けて州議会がつくり、実施の段階に移ったばかりのカウンティ教育区を否認したのである。テキサス州最高裁判所が違憲判決を下した理由は、第1に、上院法 351 は州の従価税を課しており、それは州憲法 8 条 1 節-e (「州は州内のいかなる財産に従価税を課することができない」) に違反する、第2に、住民投票にかけて承認を得ていない従価税は州憲法 7 条 3 節に違反すると裁定したのである。ちなみに 7 条 3 節は 4 項目に分かれ、各項目の趣旨は「州議会は学区を設置することができる」(1 項)、「州議会は学区内の課税評価・税の徴収に関する法を制定する権限を有する」(2 項)、「州議会は学区内において課税され徴収される追加の従価税を課す権限を有する」(3 項)、「財産税の納税者の多数の者が当該課税について住民投票を必要と考えるならば、そうした税について住民投票をしなければならない」(4 項) である。これに対して被告である州は、上訴理由の第1の点についてはカウンティ教育区によって徴収された税は地方の使用のために地方で徴収された税であり州税ではない、第2の点については、州憲法 7 条 3 節の 1 項から 3 項までを根拠にして州議会は、住民投票をせずに学区内において従価税を課することができることと反論した。判決は、第1の点についてはカウンティ教育区の税率は州が決定し、地方学区に課税基準決定の余地を与えていないのでそれは州の従価税であると述べた。1968年の修正により州憲法 8 条 1 節-e の規定が設けられたのは州の従価税としての教育税の禁止にあるといわれ、判決ではそうした点も指摘された。第2の点について判決は、3 節の各項目を分離して解釈すべきではなく、したがって新たに従価税を学区の住民に課するのであれば住民投票によって承認を受けなければならないと論じた³⁹⁾。

エッジウッド第2判決では自ら効率的な学校財政制度としてカウンティその他の境界線を基とする課税基盤の統合を示唆した最高裁判所が違憲判決を出したのであるから、その示唆に基づいてカウンティ教育区を創設した州当局が困惑したのも当然である⁴⁰⁾。州議会が違憲裁定の第1の理由を克服しようとするればカウンティ教育区の税率の決定を各カウンティの裁量に委ねればよい

ことになるが、それは可能かどうか。カウンティ教育区が関わる第1の方式である基準配分方式は、各学区にミニマムな教育水準を確保するために設けられている措置であり、その要件を外した場合にはたして学区のミニマムが達成されるものか疑問が出てこよう。第2の理由である住民投票の要件について判決は、エッジウッド第2判決で管轄内での税の徴収・他の学区への配分を可能にするために学区をカウンティその他の境界線に沿って編成しようと述べた際に、暗黙のうちに、そして脚注では明白に住民投票の必要性を示したと説明した⁴¹⁾。こうした説明にも関わらず、エッジウッド第3判決は、法廷多数派意見に反対意見を執筆したドジェット判事が述べたように⁴²⁾、前言を翻したと受け取られても仕方がないであろう。

カウンティ教育区の違憲判決に加えて、本判決でもう1つ驚くべきこととされるのが以前に発せられたインジャンクションを再度発令し、その期限を1993年6月1日まで延期したことである。このインジャンクションによって、カウンティ教育区財政制度は、1991-92および1992-93年度については認められることになったが、それ以降については州議会はカウンティ教育区を存続させるように憲法改正をするか、あるいは廃止して新しい財政制度を考え、制定しなければならないことになった⁴³⁾。

4 学区課税基盤の統一とエッジウッド第4合憲判決

エッジウッド第3判決で違憲判決が出された後に、州議会が取った選択肢は憲法改正をしてカウンティ教育区を存続させる案であったが、住民投票の結果、その案は否決された。このため州議会は1993年5月28日に上院法7を制定しカウンティ教育区を廃止するとともに、新しい学校財政制度を発足させた。上院法7はカウンティ教育区制度に代わって、新たに学区の課税基盤の均等と強化を図る目的で学区課税基盤の統一の措置を講ずる点に著しい特徴を有するが、標準学校計画にも数値の変更がなされた。すなわち、旧上院法351の下では第1の層である加重生徒一人あたりの基礎配分額は2,400ドルであったが、新法の上院法7では2,300ドルに下げられた。そしてその差額補助金を受け取るために学区が課税しなければならない課税率は（ただし旧法ではカウンティ教育区が課税する課税率）は0.92ドル（表1より推定）から0.86ドルに下げられた。また第2の層の財源保障方式については学区が一定の範囲で自由に課税できる最大税率が旧法の0.45ドルから（表1より推定）0.64ドルにまで上げられた。もっとも第1、第2の層を併せた最大税率は1.50ドルと変わりがなく、結局、旧法の第3の層が新法の第2の層に含まれることになった。また財源保障方式によって保障される生徒一人あたり教育費は旧法の22.50ドルから新法の20.55ドルへと変更された。それ以上の税率で課税することは学区の自由であるが、その場合には標準学校計画に基づく州補助金は支給されない⁴⁴⁾。要するに、新たな標準学校計画は税率全体の割合には変更を加えず、第1、第2方式において生徒一人あたり教育費の保障額を下げたのである。

上院法7の特徴の1つは、課税基盤の均等と強化を図る目的から学区の課税財産を生徒一人あたり280,000ドルの上限を定めたことである。この額を越える学区は以下に掲げる1つ、あるいは複数の措置をとり、その課税財産を280,000ドル以内に収めなければならない。①他の学区との統合、②地域の分離（以上については学区間の合意が必要）、③日々出席在籍生徒数クレジットの購入、④非住民生徒の教育のために契約を結ぶこと、⑤他の学区との課税基盤の統合（住民

投票で承認を得ることが必要)である。もし学区がある期限までにいずれかのオプションを選択しない場合には州教育長は学区から財産を分離して、それを他の学区につけ加えなければならない。それでも課税財産を縮小できない場合には教育長は学区を1つ、あるいは複数の他の学区と統合させなければならない⁴⁵⁾。

もう1つの特徴は、上院法7の制定に伴ってテキサス州教育法の35章が改正され、35章のタイトルを「公立学校制度のアカウントビリティ」と改め、そのなかに「知識の一般的な普及」を与えるという州議会の憲法上の義務を果たすために、いずれも学力の達成を強調している7つの公教育の目標が盛り込まれたことである。改正の背景には、あらゆる生徒は高い質の教育へのアクセスを有し、裕福な学区と貧困な学区の間の生徒の学力差をなくそうという構想があることはいうまでもない。そして目標を実現するために生徒の学力評価システムと7つの目標達成に向けての学区の進歩を測定する学区基準が定められた。そしてまた、設定された基準に長期間達しない学区には、たとえば、学区の解体と他の学区への併合といった罰則が課せられることになった⁴⁶⁾。

こうした上院法7に対してまたもや提訴がなされた。貧困学区、富裕学区、親そして地方の行政官が原告となって違憲判決を求めて地方裁判所(トラビス・カウンティ)に訴えたところ、地方裁判所は上院法7を合憲であると裁定した。ただし施設については州議会は効率的に整備していないと裁定した。このため原告が上訴したわけである。原告は貧困学区、富裕学区、州、その他のグループに加えて原告訴訟参加人であり、利益の異なる複数のグループより成る。そのなかで貧困学区、富裕学区および州の訴えの主な点は、以下のとおりである。まず貧困学区は、第1に、学区全体の課税率を1.50ドルに制限してもなお裕福な学区の収入が大きい、第2に、旧上院法351のときよりも新上院法7の生徒一人あたり基礎配分額や財源保障額が下げられており、したがって以前の制度よりも後退していると主張した。また富裕学区の主な訴えは3点である。第1は、州が学区を280,000ドルの課税基盤をもつ学区に統一し、公教育費の大きな部分を地方に依存することにしたのは憲法の教育条項(適切規定)に定められている州の責任の放棄ではないか(エッジウッド第3判決の時点では公立初等中等学校教育費に占める地方負担は約54%であったのに、上院法7の下ではそれは57%になった)、第2に、学区が課税する教育税は州の従価税となっているのではないか、第3に、ラブ事件の判決で示されたように地方税は当該学区の生徒に対してのみ使われるべきではないのかということである。最後に、州は地方裁判所の施設に関する判決を不服として上訴したのである⁴⁷⁾。

これら原告の訴えに対して裁判所は、以下のような理由に基づき原告らの訴えを斥け、上院法7に合憲判決を下した。まず貧困学区の訴えの第1の点については、あらゆる学区が知識の一般的な普及を充たすべく十分な収入を確保できているのであれば、学区が1.50ドル以上の税率で課税することは憲法違反とはならない、また第2の点については、上院法7の下における生徒一人あたり教育費の保障額が後退していることは確かであるが、実効税率による税収入はどの学区にも認可基準を充たし、あるいは越えることを可能としていると。次に、富裕学区の訴えの第1の点については、州の支出義務は適切な教育プログラムへの支出を義務づけているのであってあらゆる公教育費の支出を含めて考えるべきものではない、第2の点については、教育税については州税と地方税の区別は困難ではあるが、エッジウッド第3判決の見解(「もし州が地方当局に従価税を強要し、しかし税率の決定や収入の配分を地方に認めているのであれば、そうした州の行為

は憲法に違反しない⁴⁸⁾」に従えば、本件の場合には州の従価税にならない、第3の点については上院法7はいかなる学区にも居住区域外の生徒の教育費を支払うように強制していないのでラブ事件判決に抵触しないというものである。州の訴えに対しては、施設に対する措置の重要性を認めつつも、州の主張の証拠が不十分であるとした⁴⁹⁾。

かくして、1995年1月30日に、テキサス州最高裁判所は地方裁判所の判決を支持して上院法7に合憲判決を下し、1994年1月26日に地方裁判所が出したインジャンクションを取消した。

III エッジウッド訴訟・判決と財政制度改革が示すもの

アメリカ学校財政制度訴訟の第3の波の出発点の1つとなったエッジウッド訴訟と判決は、伝統的な訴訟事由を、すなわち、生徒一人あたり教育費の学区間格差を主な争点として、そしてそのかぎりでは典型的な学校財政制度訴訟の1つであったが、連続して三度に及ぶ違憲判決、第2判決と第3判決とは矛盾する論理を含む裁判所の見解、そして再三の違憲判決に困惑しながらも応じようとして次々と出された州議会による改革の過程、そしてついにはカウンティ教育区の創設と廃止および学区課税基盤の統一というドラスティックな制度改革の誕生という点において注目を浴びた訴訟であり判決となっている。

第1判決から第4判決を通してのエッジウッド訴訟・判決とそれによってもたらされた学校財政制度改革の特徴はなにかといえ、少なくとも以下の3点を指摘できるであろう。

第1に、学校財政制度訴訟の第3の波の訴訟にふさわしく州憲法の教育条項の解釈が重要な論点になったことである。とりわけ第1判決は、教育条項の効率性規定の解釈に焦点を当てたが、第1判決で示された効率性原理——それは財政的な意味での効率性と教育的な文脈における効率性との二つの文脈においてとらえられている——は、第2、第3判決を経て第4判決に至る中心的な法理として位置づいている。そして第3判決までの効率性原理は財政的効率性に焦点が当てられたのに対して、第4判決に至って生徒の学力を考慮した、そのかぎりでは教育的文脈における効率性原理が登場したといえることができるであろう。かつてのロドリゲス判決では絶対的剝奪論を持ち出し、教育の実態を問うことなく、テキサス州教育法の規定をもって合憲判決を下したが、エッジウッド判決では学区によっては貧弱な教育サービスしか供給していないところがあり、それは「知識の一般的な普及」を妨げているとして、教育の実態を見据えて判断を下している。この点がロドリゲス判決とエッジウッド判決の異なっているところである。もっともロドリゲス判決は「学校財政制度が、子どもに言論の権利および政治過程における完全な参加の権利を享受するに必要な基礎的最小限度の技術を獲得する機会を与えていない」場合には憲法（この場合には合衆国憲法）の規定に抵触する可能性があるとの見解を示しており⁵⁰⁾、争点が教育費の格差ではなく、教育の実態の問題であれば違憲判決の可能性もあったとして、第3の波の訴訟の争点をあたかも先取りするような見解を示している。

第2に、学校財政制度の改革を州補助金の増額、あるいは方式の改善といったほとんどの州が採用している改革の方向ではなく（テキサス州もエッジウッド第2判決以前はそうであった）、カウンティ教育区の創設、あるいは学区課税基盤の統一など地方の基礎的行政単位の課税財産を均等にする形で制度改革がなされたことである。こうした課税基盤の均等化と強化は、望ま

しい改革案であるとしてこれまで理論的には提唱されていたものの実現に際しては政治的、社会的に多くの困難が予想されることから実現をみていない制度である。その意味でテキサス州の新しい制度は今後、他の州が制度化を試みるテストケースになるであろう。

第3に、上のこととも関連するが、学区課税基盤の統一によって裕福な学区と貧困な学区との統合が図られるから、裕福な学区の税収入の一部を貧困な学区に回す recapture が自動的に行われることになる。recapture は学区財政力の均等化を図る有効な手段として考えられているが、ウィスコンシン州のバス事件の判決⁵⁾にみられるように裕福な学区の抵抗が強い。しかしながら、学区が統合されていれば裕福な地域からの税収入が全体の地域の教育サービスに使われることは当然である。かくて、recapture を内包した学区課税基盤の統一は学区間の教育費財源の基盤を同一のものとし、教育費支出の均等化が期待できるので、学校財政制度訴訟の長年の争点であった教育費の学区間格差の問題を根本的に解決する可能性のある制度改革である。

しかしながら、そうした判決と制度改革に課題がないわけではない。たとえば、学区財政力均等の原則に基づく学区基盤の統一は、原理的には教育費財源の均等化を可能にしても教育費支出の均等までも目的としているわけではない。それは学区の選択なのである。それゆえ学校財政訴訟の第3の波においてとりわけ意識された教育サービスの質の問題がおろそかにされることもあるかもしれない。もっとも、第3判決の後においてテキサス州教育法のなかに生徒の学力向上を図る目標と基準が設定されたことにより学校財政制度改革が教育内容と結びつけられることになり、そうした問題は起きないかもしれない。

また、学区統合により裕福な学区の抵抗がこれまで以上に強まることが考えられる。エッジウッド第4訴訟の原告の数がもっとも多かったのは裕福な学区である。バス訴訟がそうであるように、裕福な学区が自分たちの税金を他の地域の教育費に充当するため強制的に徴収される財政制度に対してふたたび提訴することもありうるであろう。その意味で判決に示唆を得て行われた学校財政制度改革は、斬新的な試みであると同時に多分に不安定な要素を含んだ制度改革ともなっている。

註

1) Edgewood Independent School District v. Kirby, 777 S. W. 2d 391 (Tex. 1989).

2) Helena Elementary School District v. State, 769 P. 2d 684 (Mont. 1989).

3) Rose v. The Council for Better Education, 790 S. W.2d 186 (Ky. 1989).

4) 第3の波の当初の訴訟については多くの文献があるが、本論では主に以下の文献を参照にした。

William E. Thro, The Third Wave: The Impact of the Montana, Kentucky, and Texas Decisions on the Future of Public School Finance Reform Litigation, *Journal of Law & Education* Vol. 19, No. 2 (Spring, 1990).

5) Benson, Charles S., Definitions of Equity in School Finance in Texas, New Jersey, and Kentucky, *Harvard Journal on Legislation* Vol. 28, No. 2, 1991.

6) San Antonio Independent School District v. Rodriguez, 411 U. S. 1, rehearing denied 411 U. S. 959 (1973).

7) 以下のロドリゲス訴訟と判決についての叙述は次の文献による。

白石 裕『教育機会の平等と財政保障—アメリカ学校財政制度訴訟の動向と法理』多賀出版、1996年。

8) Serrano v. Priest, 487 P. 2d 1241 (1971).

- 9) 白石 裕, 前掲書, 52 頁。
- 10) 同, 64 頁。
- 11) *Robinson v. Cahill*, 303 A.2d 273, *cer.denied*. 414 U. S. 976 (1973).
- 12) *Edgewood Independent School District v. Kirby* (Edgewood I), *supra*, p. 394.
- 13) *Ibid*, pp. 392-393, p. 398.
- 14) Picus, Lawrence O., and Hertert, Linda, Three Strikes and You're Out: Texas School Finance After Edgewood3, *Journal of Education Finance* 18 (spring, 1993), p. 368.
- 15) Edgewood I, *supra*, pp. 392 - 393.
- 16) *Ibid*, pp. 394 - 395.
- 17) *Ibid*, p. 396.
- 18) *Ibid*, p. 398.
- 19) *Ibid*.
- 20) *Ibid*, p. 397
- 21) *Ibid*.
- 22) Picus, Lawrence O., and Hertert, Linda, *supra*, p. 369.
- 23) Ball, Joe, Efficient and Suitable Provision for the Texas Public School Finance System: An Impossible Dream? *SMU Law Review Vol. 46 No. 3, 1992*, p. 768.
- 24) *Ibid*, p. 769 (Footnote 40).
- 25) Picus, Lawrence O., and Hertert, Linda, *supra*.
- 26) Ball, Joe, *supra*, p. 769.
- 27) *Edgewood Independent School District v. Kirby* (Edgewood II), 804 S. W. 2 d 491 (Tex. 1991)
- 28) *Ibid*, p. 496.
- 29) *Ibid*.
- 30) *Ibid*, pp. 497 - 498.
- 31) *Love v. City of Dallas*, 40 S. W. 2 d 20 (1931).
- 32) Edgewood II, *supra*, p. 499.
- 33) Picus, Lawrence O., and Hertert, Linda, *supra*, p. 370.
- 34) *Ibid*, p. 371.
- 35) *Ibid*, pp. 371 - 372.
- 36) *Ibid*.
- 37) Ball, Joe, *supra*, p. 773.
- 38) *Carrollton-Farmers v. Edgewood Independent School* (Edgewood III), 826 S. W. 2 d 489 (Tex. 1992)
- 39) *Ibid*, pp. 500 - 503.
- 40) Picus, Lawrence O., and Hertert, Linda, *supra*, p. 377.
- 41) Ball, Joe, *supra*, p. 777.
- 42) Edgewood III, *supra*, pp. 540 - 544.
- 43) Picus, Lawrence O., and Hertert, Linda, *supra*, pp. 387 - 388.
- 44) *Edgewood Independent School District v. Meno* (Edgewood IV), 917 S. W. 2 d 717 (Tex. 1995), p. 727.
- 45) *Ibid*, p. 728.
- 46) *Ibid*, pp. 728 - 729.
- 47) *Ibid*, pp. 729 - 739.
- 48) Edgewood III, *supra*, p. 503.
- 49) Edgewood IV, *supra*, pp. 729 - 739.
- 50) *San Antonio Independent School District v. Rodriguez*, *supra*, p. 37.
- 51) *Buse v. Smith*, 247 N. W. 2 d 141 (Wis. 1976).